

表1 酒類の分類および税率の変更履歴

大分類	細分類	1949年	1968年	1972年	1975年	1996年	2000年	2004年	2020年
酒精	酒精	40,000ウォン	49.35ウォン	49.35ウォン	49.35ウォン	57ウォン	57ウォン	57ウォン	57ウォン
発酵酒類	濁酒	800ウォン	1.47ウォン	10%	10%	5%	5%	5%	41.7ウォン
	薬酒	5,000ウォン	20ウォン	60%	60%	30%	30%	30%	30%
	清酒	30,000ウォン	80%	100%	120%	70%	70%	30%	30%
	果実酒	13,000ウォン	20%	25%	25%	30%	30%	30%	30%
	ビール	20,000ウォン	100%	120%	150%	130%	100%	(04年)100% (05年)90% (06年)80% (07年)72%	830.3ウォン
蒸留酒類	焼酎	11,000ウォン	30%	35%	35%	35%	72%	72%	72%
	ウイスキー	40,000ウォン	150%	160%	200%	100%	72%	72%	72%
	ブランデー	40,000ウォン	40%	100%	150%	100%	72%	72%	72%
	一般蒸留酒	40,000ウォン	40%	50%	80%	50%	72%	72%	72%
	リキュール	40,000ウォン	40%	50%	80%	50%	72%	72%	72%

(注1)「酒税法」が制定された1949年には全ての酒類に対し従量制(180リットル当たり)を適用。

(注2)1949年以外の年における従量制は1リットル当たりベース。

(注3)2004年の税法改正の際に、ビールの税率を順次引き下げると規定。

(出所)韓国国税庁

表2 ビールにおける従価税と従量税の税負担の差 (単位:ウォン)

区分	1リットル当たりの酒税			1リットル当たりの総税負担額 (酒税、教育税、VATを含む)		
	従価税 (従前)	従量税 (現行)	増減	従価税 (従前)	従量税 (現行)	増減
瓶ビール	814	830	16	1,277	1,300	23
缶ビール	1,121		△ 291	1,758	1,343	△ 415
ペットボトルビール	803		27	1,260	1,299	39
生ビール	519		311	815	1,260	445

(注) 生ビールに対する軽減税率(2年間20%)を適用すると、1リットル当たりの酒税は664ウォン、総税負担額は1,023ウォンとなる。

(出所) 韓国国税庁